

### Ⅲ. よくある質問

---

#### Q.パートナー&ファミリーシップの宣誓に費用はかかりますか

- A. 宣誓や宣誓証明書の交付に費用はかかりません。  
ただし、宣誓の際に提出する必要書類の交付手数料が必要になります。

#### Q.同居していないと宣誓できませんか

- A. 原則同居していることが要件となっておりますが、同居の準備期間として、通常考えられるような短期間であれば同居していなくても宣誓は可能です。  
ただし、その場合において宣誓証明書の交付申請をされた場合には「転入予定日」が記載された宣誓証明書が交付されます。

#### Q.婚姻をすることができない関係とはどのような場合ですか

- A. 民法で規定されている婚姻ができない関係を指します。
- ・直系血族又は三親等内の傍系血族の間(3ページ図参照。)
  - ・直系姻族の間
  - ・養子若しくはその配偶者又は養子の直系卑属若しくはその配偶者と養親又はその直系尊属との間。ただし、養子と養親の関係であって、離縁により当該関係が終了した場合は宣誓することができます。

#### Q.養子縁組をしていると宣誓できませんか

- A. 宣誓者同士が養子と養親の関係にある場合には、宣誓はすることができません。養子縁組を解消した場合には、宣誓を行うことができます。

#### Q.どうして養子縁組をしていると宣誓できないのですか

- A. パートナーシップ制度は、婚姻関係のようにお二人が対等の立場で、相互に協力し合いながら継続的に同居することを誓約するものです。  
そのため、本制度を受けたい場合には養子縁組を解消した場合に限り宣誓を認めることとしています。

## Q.通称を使用することはできますか

- A. 差し支えありませんが、宣誓書に戸籍上の氏名を記載していただきます。  
また、通称を使用していることを証明できる書類等のご提示をお願いします。  
なお、交付する宣誓証明書には戸籍上の氏名を記載することとしています。

## Q.宣誓証明書はすぐに交付されますか

- A. 提出された書類に不備が無く、宣誓が適当と認められる場合は、無料で交付いたします。ただし、内容確認等に時間を要する場合がありますので、ご了承ください。

## Q.宣誓証明書はどこで利用できますか

- A. 現時点では、次のサービスに利用することができます。

### 1. 行政サービスについて

- ①市営住宅の入居申込み(都市建設部建築課住宅係)
- ②市営墓地・見笹霊園の永代使用許可申請、承継(市民部生活課生活係)
- ③高齢者運転免許自主返納支援(市民部生活課生活係)
- ④個人情報の開示請求の代理(総合政策部総合政策課総務係)
- ⑤犯罪被害者等支援(市民部生活課生活係)
- ⑥母子健康手帳の交付(保健福祉部健康課母子健康係)
- ⑦保育所等入所申請(こども未来部保育課保育認定係)
- ⑧救急搬送証明願(消防本部警防救急課救急推進係)

※①～⑤及び⑧はパートナー&ファミリーシップでの提供サービスとなり、  
⑥⑦はファミリーシップでの提供サービスとなります。なお、④については、  
ファミリーシップでご利用される場合は、親と子の関係が2親等以内の血族  
であることが条件となっております。

※ご利用の際には、一定の条件が必要となる場合もありますので、担当課にお  
問い合わせください。なお、この制度では、相続や税控除などの法律上の効  
果は生じません。今後、利用できる業務について検討を重ね、順次、市ホーム  
ページ等で公表します。

### 2. 民間サービス

- ①住宅ローンのお取り扱い

※市内金融機関にお問合せください。

### Q.ほかの人が代理で宣誓することはできますか

A. 代理での宣誓はできません。必ず宣誓をするお二人が、揃って窓口等にお越しください。なお、ファミリーシップ宣誓の場合は、お子様が15歳以上であれば一緒にお越しください。(お時間等はお相談ください。)

### Q.鹿沼市外に転出するときはどうしたらよいですか

A. どちらかの方が、単身赴任や親の介護等で「一時的」に転出することになった場合を除き、お二人とも転出をする場合には、宣誓の要件を満たすことができないこととなりますから、宣誓証明書を返還していただくこととなります。なお、一時的に転出する場合は、人権推進課にご相談ください。

### Q.関係を解消した場合には、どうしたらよいですか

A. パートナーシップ等を解消した場合には、変更・解消届を提出し、宣誓証明書を返還してください。

### Q.宣誓書は何年間保存されますか

A. 市の文書取扱規程により「長期保存」されます。

### Q.パートナーシップ宣誓制度と婚姻はどう違いますか

A. 婚姻を行うと、民法の規定に基づく法律上の親族となり、相続等財産上の権利や、税金の控除、親族の扶養義務等様々な権利と義務が発生します。  
一方、鹿沼市のパートナー&ファミリーシップ宣誓制度は、法的な効力はありません。また、宣誓を行っても、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

### Q.パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか

A. 任意後見契約を結ぶ方法があります。また、公正証書により、遺言書を作成する方法などもあります。

### Q.法的効力がないのに、なぜ制度の導入をするのですか

- A. 鹿沼市では、すべての市民の人権が尊重される、明るい社会と、多様性を認め合うことのできるやさしいまちの実現を目指しています。  
様々な考えや生き方を実践し、より多くの市民が共に幸せな日々を送ることができるよう、この制度導入することとなりました。

### Q.なぜ転入予定でも宣誓できるのですか

- A. 鹿沼市へ転入し、パートナーと共同生活することを予定している方が、住居等の準備を整えることに必要な時間を持っていただけるよう、転入届に準じた期間で想定しました。

### Q.成りすましや偽装等の悪用をされませんか

- A. 市が宣誓を受ける際、独身であることを証明する書類と、本人確認を行うための身分証明書の提示を求めるとしており、宣誓書にはそれぞれの方に氏名を自署していただくことにしています。  
このような手続きを経て、成りすまし等による悪用が発生しないよう注意を払っております。また、宣誓要件に該当しないことが判明した場合は、当該パートナーシップを無効とし、宣誓証明書の返還を求め、無効とした宣誓証明書の交付番号を市のホームページ等で公表することとしています。

### Q.ファミリーシップを組みたい場合はどうしたらよいですか

- A. パートナーの一方、もしくは双方に、生計を一にする実子や養子縁組、又は里親制度といった、その関係を公的に証明できる子がおり、パートナーを含め家族として共に暮らすと約する制度がファミリーシップ宣誓です。

申請する際に関係を証明する書類として、実子及び養子であれば戸籍謄本を、里親制度であれば県知事が発行する措置証明書などの提出若しくは提示が必要です。宣誓をご希望の場合は、事前に人権推進課にご相談ください。

※里親制度についてのお問い合わせは、

制度全般については、栃木県こども政策課 028-623-3067

里親登録については、中央児童相談所 028-665-7830

までお問合せください。